令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監 査 実 施 日	令和5年8月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- 理事の構成について見直しを行うこと。
- ・ 附属明細書は適切に作成すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項

1 施設を設置する法人にあっては、当該施設の 管理者が理事として1人以上選任される必要 があるところ、少なくとも令和元年以降、管理 者が理事として選任されていなかった(貴法人 においては、社会福祉施設たる栄保育所の管理 者(園長)を理事とする必要あり。)。

ついては、施設経営の実態を法人の運営に反映させる観点からも、貴法人が設置する施設の管理者を理事として選任すること。

なお、本件指摘は前々回(平成28年度)も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「理事の選出区分を見直し、次期改選期から施設長が理事として参加するようにする。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていない(※)ので、必ず改善のための措置を講じ

(※) 貴法人以外の施設の管理者を理事としても、本要件を満たすものではない。

(法第44条第4項第3号)(審査基準第3の3(2))

2 附属明細書について、次の不備があった。

ること。

- (1) 補助金事業等収益明細書が集約して 作成されておらず、かつ、合計欄に誤りが あった。
- (2) 積立金・積立資産明細書(法人運営事業拠点区分)において、社会福祉振興基金積立資産の計上が漏れていた。

ついては、附属明細書は適切に作成すること。

(会計省令第30条) (運用上の取扱い26(2))

是正・改善状況報告

理事の選出区分を見直し、遅くとも次期改選期から栄保育所 所長を理事として選任する。

附属明細書の補助金事業等収益明細書、積立金・積立資産明細書(法人運営事業拠点区分)は、令和5年度決算から、運用上の取扱いに基づき、適切に処理する。また、内容に誤りがないようチェック体制を強化する。